

装 技 振 第 2 号  
2 7 . 1 0 . 1  
一部改正 装技振第 3 7 0 1 号  
2 9 . 3 . 2 3  
一部改正 装技振第 7 8 4 8 号  
令和元年 1 0 月 1 5 日  
一部改正 装官総第 4 8 0 4 号  
令和 3 年 3 月 3 1 日  
一部改正 装技振第 1 3 3 0 0 号  
令和 5 年 7 月 2 7 日

防 衛 技 監  
長 官 官 房 各 装 備 官  
長 官 官 房 総 務 官  
長 官 官 房 人 事 官  
長 官 官 房 会 計 官  
長 官 官 房 監 察 監 査 ・ 評 価 官  
長 官 官 房 各 装 備 開 発 官  
長 官 官 房 艦 船 設 計 官  
各 部 長  
施 設 等 機 関 の 長  
殿

防衛装備庁長官  
(公印省略)

安全保障技術研究推進制度実施要領について (通達)

標記について、装備品等の研究開発に関する訓令 (平成 2 7 年防衛省訓令第 3 7 号)  
第 1 6 号の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類 : 別紙

## 安全保障技術研究推進制度実施要領

## 1 目的

この要領は、防衛省における研究開発の効果的、効率的な実施に資するため、装備品等の研究開発に関する訓令第4条第1項第4号の規定に基づき、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、競争的資金により先進的な民生技術についての研究を委託する制度である安全保障技術研究推進制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 研究テーマ 防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、民生技術に関する革新的・独創的な基礎研究を募るために外部の研究者又は研究機関に対して提示する題目のことをいう。
- (3) 研究課題 研究テーマを解決するための外部の研究者又は研究機関からの提案のことをいう。
- (4) 競争的資金 資金配分主体が、広く研究課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金として、内閣府に登録されている研究開発資金のことをいう。
- (5) 関係府省等 競争的資金を運営する府省又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人のことをいう。）のことをいう。

## 3 研究テーマの設定

- (1) 防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、次号に規定する研究テーマ案の提案を踏まえ、防衛技監を通じて研究テーマを設定するものとする。
- (2) 各研究所長は、毎年度、本制度の目的に適合した研究テーマ案の提案を行うものとする。

#### 4 公募の実施

- (1) 長官は、研究テーマを提示して、研究課題の公募を行う。
- (2) 研究課題の公募は、ホームページ、府省共通研究開発管理システム（競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連の経過をオンライン化する府省横断的なシステムのことをいう。）等を活用し、外部の研究者及び研究機関に対して広く周知するよう努める。
- (3) 長官は、次のア及びイに該当する場合には、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行うことがある旨、公募要領に規定する。

ア 同一の研究者による同一の研究課題（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合（以下「不合理な重複」という。）

(ア) 同一の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

(イ) 既に採択され、配分済の競争的資金と同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

(ウ) 複数の研究課題の間で、研究資金の用途について重複がある場合

(エ) その他これらに準ずる場合

イ 同一の研究者又は研究グループに当該年度に配分される研究資金全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合（以下「過度の集中」という。）

(ア) 同一の研究者又は研究グループの能力や研究方法等に照らして、過大な研究資金が配分されている場合

(イ) 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合のことをいう。以下同じ。）に照らして、過大な研究資金が配分されている場合

(ウ) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

(エ) その他これらに準ずる場合

- (4) 長官は、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、次に掲げる事項を実施する。

ア 本制度を除く国の予算による研究資金の応募又は受入状況を明らかにするため、応募者に対して、次の(ア)から(カ)までの事項について応募書類に記載するよう公募要領において規定すること。

(ア) 応募中又は資金を受け入れている国の予算による研究資金の制度名

(イ) 研究課題

(ウ) 実施期間

- (エ) 予算額
- (オ) エフォート
- (カ) その他長官が必要と認める事項

イ アに規定する応募書類について、事実と異なる記載をした場合、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領に規定すること。

ウ 研究課題採択前に、応募に係る次の情報を関係府省等で共有することについて公募要領に規定すること。

- (ア) 研究者名
- (イ) 研究者が所属する機関名
- (ウ) 研究課題名
- (エ) 研究課題の概要
- (オ) 応募者が提示した予算額
- (カ) その他不合理な重複及び過度の集中を排除するために関係府省等と共有する必要がある情報

(5) 長官は、応募者に対して、第8項第1号及び第9項第1号に規定する長官が定める指針の遵守をあらかじめ承諾して応募する旨を公募要領に規定する。

(6) 長官は、応募者に対して、本制度において配分する研究資金の不正使用若しくは不正受給又は本制度における研究活動の不正行為を行った場合は、防衛装備庁による是正的措置又は制裁的措置を行うことについて、あらかじめ承諾して応募する旨を公募要領に規定する。

## 5 研究課題の採択と委託

(1) 研究課題を採択する場合には、あらかじめ、第12項第1号に規定する安全保障技術研究推進委員会（以下「委員会」という。）の審査に付すものとする。

(2) 長官は、前号の審査の結果に基づき、研究課題を採択する。

(3) 長官は、前号の研究課題の採択を行った場合は、速やかに当該研究課題に応募した者に対し、採択結果を通知する。

## 6 事実と異なる応募書類の提出に係る措置

(1) 長官は、事実と異なる応募書類の提出が行われたと認められた場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。ただし、軽微な形式上の不備であっても補正することができると思われる場合はこの限りではない。

(2) 長官は、前号の不採択、採択取消し又は減額配分を行おうとする場合には、あらかじめ、委員会の審議に付すものとする。

## 7 不合理な重複と過度な集中に係る措置

- (1) 長官は、応募書類、関係府省等からの情報その他の情報により、不合理な重複又は過度な集中が認められた場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。
- (2) 長官は、前号の不採択、採択取消し又は減額配分を行おうとする場合には、あらかじめ、委員会の審議に付すものとする。
- (3) 第1号の措置の検討にあたっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究資金や研究課題を獲得することも考えられることから、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないということに十分留意する。

## 8 研究資金の不正な使用等への対応

- (1) 本制度において配分する研究資金について、配分先研究機関において不正な使用及び不正な受給（同項において「不正使用等」という。）を防止し、研究資金の不正使用等に適切に対応するための指針は、別冊第1のとおりとする。
- (2) 防衛装備庁による研究資金の不正使用等への対応の取組について内外に明らかにするため、ホームページ等を活用して、別冊第1を公開する。

## 9 研究活動における不正行為への対応

- (1) 本制度において配分する研究資金によって行われる研究活動における不正行為（同項において「研究不正行為」という。）を防止し、研究不正行為に適切に対応するための指針は、別冊第2のとおりとする。
- (2) 防衛装備庁による研究不正行為への対応の取組について内外に明らかにするため、ホームページ等を活用して、前号に規定する長官が定める指針を公開する。

## 10 委託した研究課題の評価

- (1) 委託した研究課題の評価は、委員会が行うものとする。
- (2) 委託した研究課題の評価は、研究課題の終了時に行うものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、研究期間が3年を超える研究課題の評価については、第5項第1号の審査の結果に基づき、研究課題の終了前に行うことができる。
- (4) 前2号に規定するもののほか、長官は、委託した研究課題の進捗状況を踏まえ、研究課題の評価を行う必要があると認めるときは、その実施を委員会に求めることができる。
- (5) 長官は、前2号の評価の結果について報告を受けた場合は、評価の対象となっ

た研究課題に対して、必要な措置を行うことができる。

- (6) 長官は、第2号、第3号又は第4号の評価の結果について報告を受けた場合は、評価の対象となった研究課題の代表者にその結果を通知する。その際、前号の措置を行う場合には、当該措置を併せて通知する。

## 1 1 運用体制

- (1) 技術戦略部革新技術戦略官は、プログラムディレクターとして、本制度の運用を統括する。
- (2) 長官は、採択した研究課題について、採択した研究課題ごとに、プログラムオフィサーを指定するとともに、必要に応じて、プログラムオフィサー補佐を指定する。
- (3) プログラムオフィサーは、プログラムディレクターの指示を受けて、研究課題の進捗を管理する。

## 1 2 安全保障技術研究推進委員会

- (1) 本制度の実施に関し、独立性、公平性及び透明性を確保しつつ第3号に規定する審査、審議又は評価（第5号において「審査等」という。）を行うため、防衛装備庁に、安全保障技術研究推進委員会を置く。
- (2) 委員会は、長官が委嘱する外部の専門家をもって構成する。ただし、長官が必要と認めるときは、技術顧問又は関係部局（防衛装備庁を除く。）の職員を委員会の構成員として含めることができる。
- (3) 委員会は、第5項第1号に規定する審査、第6項第2号及び第7項第2号に規定する審議並びに第10項第1号に規定する評価を行うものとする。
- (4) 委員会に委員長を置き、委員会の構成員の互選により選任する。ただし、第2号ただし書の技術顧問及び関係部局の職員を委員長に選任することはできない。
- (5) 委員長は、委員会を主宰し、委員会が審査等した結果について、長官に報告する。
- (6) 委員長は、必要があると認めるときは、長官を通じて、関係部局に対し、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料を提出させる等必要な協力を求めることができる。
- (7) 長官は、第2号ただし書の規定により関係部局の職員を委員会の構成員として含める場合及び前号の求めがあった場合には、関係部局に協力を要請するものとする。

## 1 3 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、防衛技監が定める。

#### 附 則

- 1 安全保障技術研究推進制度実施要領について（防経技第10942号。27.7.7）（この附則において「旧要領」という。）の規定により採択された研究課題については、第5項第2号の規定による長官が採択した研究課題とみなす。
- 2 旧要領の規定により置かれていた安全保障技術研究推進委員会において決定された事項については、この要綱の規定により置かれる安全保障技術研究推進委員会において決定された事項とみなす。
- 3 この要領の施行の際現に旧要領の規定により置かれていた安全保障技術研究推進委員会の構成員である者は、この要領第12項第2号の規定による委員会の構成員として委嘱されたものとみなす。
- 4 この要領の施行の際現に旧要領の規定により置かれていた安全保障技術研究推進委員会の委員長である者は、第12項第4号の規定により委員長として選任されたものとみなす。

研究機関における競争的資金の管理・監査の指針（実施基準）

平成 2 7 年 1 0 月 1 日  
防 衛 装 備 庁

## 目次

第1	本指針の目的等	2
1	本指針の目的と基本的考え方	2
2	本指針の構成	2
第2	本指針の対象と用語の定義	3
第3	研究機関内の責任体系の明確化	4
第4	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	5
1	ルールの明確化・統一化	6
2	職務権限の明確化	6
3	関係者の意識向上	7
4	告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	9
第5	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	11
1	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	11
2	不正防止計画の実施	12
第6	研究費の適正な運営・管理活動	13
第7	情報発信・共有化の推進	16
第8	モニタリングの在り方	16
第9	防衛装備庁による研究機関に対するモニタリング等及び体制整備の不備がある研究機関に対する措置の在り方	18
1	基本的な考え方	18
2	具体的な進め方	19
第10	防衛装備庁が実施する不正への対応	20

## 第1 本指針の目的等

### 1 本指針の目的と基本的考え方

本指針は、競争的資金制度である安全保障技術研究推進制度において外部の研究機関へ配分する研究資金について、配分先すべての研究機関において不正な使用及び不正な受給を防止するために、関係府省による同様な取組との整合に配慮しつつ、必要な対応等を示したものである。

本指針の前提にあるのは、次のような考え方である。

第1に、研究資金には研究機関に交付されるものと個々の研究者の研究遂行のためのものがあるが、その原資が国民の税金である以上、国民の信頼に應えるため、研究費の管理は研究機関の責任において行うべきである、という原則を徹底するということである。

第2に、研究資金の管理を委ねられた研究機関の責任者は、自らが不正に関与することがあってはならないのはもちろんのこと、研究資金の不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正な使用及び不正な受給を誘発する要因を除去し、抑止機能を発揮する環境・体制の構築を図るということである。

研究機関は、その性格や規模において極めて多様であり、管理の具体的な方法について一律の基準を強制することはかえって実務上の非効率を招き、研究機関の研究遂行能力を低下させる危険性が高い。本指針は、大綱的性格のものであって、具体的にどのような制度を構築するかは、個々の研究機関の判断に委ねられている。各研究機関において、それぞれの性格や規模、リソースやコスト等を勘案し、組織の長の責任とリーダーシップの下、構成員である研究者と事務職員が自律的に関与して、第3から第9までに規定する実施上の留意事項を参照しつつ、それぞれの研究機関にふさわしい、より現実的で実効性のある制度を構築することが求められる。

なお、本指針は、今後の運用を通じて、各研究機関の実態により即した、より現実的かつ実効性のあるものになるよう、必要に応じて見直すこととする。

### 2 本指針の構成

第3から第8においては、それぞれの研究機関に実施を要請する事項をテーマ別に記載し、第9においては、それらの事項の実施状況評価を踏まえ、防衛装備庁が講じるべき措置及び研究機関に実施を要請する事項を記載し、第10においては、防衛装備庁が不正があった研究機関に対して講じるべき措置を記載している。

第3から第8に示す「研究機関に実施を要請する事項」及び「実施上の留意事項」に掲げる内容は、研究機関の性格や規模、コストやリソース等を考慮して実効性のある対策として実施されることが必要である。なお、会社法に基づ

く内部統制システムの整備の一環等として規程等が既に設けられ、対策が実施されている場合や、コンプライアンス関連の規程等により、これらを包括する体制等が整備されている場合は、本指針における対策をそれらに明確に位置付けた上でこれを準用することを可能とする。

また、本指針において、文末が「望ましい」という表現になっている事項は、より対策を強化する観点から例示しているものであり、それぞれの研究機関のリスクやコスト、リソースなどを踏まえ、実施する。

## 第2 本指針の対象と用語の定義

### (1) 対象とする研究資金

本指針の対象とする研究資金は、安全保障技術研究推進制度において配分する研究資金をいう。

### (2) 対象とする研究者と研究機関

本指針の対象とする研究者は、上記(1)の研究資金の配分を受けて研究活動を行っている研究者である。また、本指針の対象とする研究機関は、それらの研究者が所属する機関又は上記(1)の研究資金の配分を受けている研究機関であり、大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人、民間の研究機関（民間企業の研究部門を含む。）、公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人及び特殊法人が該当し、これらを本指針では単に「研究機関」という。

### (3) 構成員

上記(2)に規定する研究機関に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者のことをいう。

### (4) 不正

故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用のことをいう。

### (5) コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、研究機関が構成員に対し、自身が取り扱う研究資金の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育のことをいう。

### (6) 管理条件

防衛装備庁が、調査の結果、研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該研究機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した研究資金の交付継続の条件のことをいう。

### 第3 研究機関内の責任体系の明確化

研究機関が、研究資金の運営・管理を適正に行うためには、研究機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して研究機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を研究機関内外に周知・公表することが必要である。

#### (1) 研究機関に実施を要請する事項

ア 研究機関全体を統括し、研究資金の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、研究機関の長が当たるものとする。

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、イに規定する統括管理責任者及びウに規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

イ 最高管理責任者を補佐し、研究資金の運営・管理について研究機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、研究機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

ウ 研究機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における研究資金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を定め、その職名を公開する。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の役割を担う。

(ア) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(イ) 不正防止を図るため、部局等内の研究資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(ウ) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に研究資金の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

#### (2) 実施上の留意事項

ア 各研究機関において適当と判断する場合は、例えば、コンプライアンス推

進責任者については、大学の学科、専攻、研究所の部門等の組織レベルで複数の副責任者を任命し、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するなど、部局単位で責任の範囲を区分することができる。その場合は、責任の範囲が曖昧にならないよう、より明確に規定することが必要である。

また、上記(1)のウの規定については、研究資金の管理・執行する事務部門にも副責任者を任命するなど、コンプライアンス推進責任者へ管理・執行の情報が着実に伝達される体制を構築することも必要である。

イ 研究機関が、コンプライアンス教育や必要な改善指導などを実施していない場合、研究機関の管理責任を問われるとともに、さらに、不正を行った者の責任を追及できないことになりかねない。このため、研究機関内の管理責任の明確化の観点から、各責任者の役割（責務）等を定めた内部規程等を整備し、それらの管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には処分の対象となることも内部規程等において明確に位置付け、内部に周知徹底することも必要である。

ウ 最高管理責任者は、定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置をリーダーシップの下に行う。

基本方針の見直しに当たっては、研究活動そのものの効率の低下を招かず、構成員の負担の軽減、研究機関の管理コストの低減といった多面的な視点から、単に厳格化するのではなく、研究機関として不正が起こらないような組織風土が形成されるよう、実態を踏まえ、柔軟に基本方針を見直し、その実効性を確保することが重要である。このため、間接経費等を効果的に活用し、研究支援体制と管理体制の二つの側面から必要な予算や人員配置などの措置を行い、研究資金がより効果的かつ効率的に活用される環境を醸成することも求められる。

エ 第9及び第10に掲げる間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合、最高管理責任者は、再発防止の観点から、研究機関内においても、不正が発生した部局等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない部局等や構成員の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。また、大学等の教育機関にあっては、併せて、学生の教育研究活動・環境に影響を及ぼさないよう、最大限の努力を払わなければならない。

#### 第4 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘

発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

## 1 ルールの明確化・統一化

### (1) 研究機関に実施を要請する事項

研究資金に係る事務処理手続に関するルールについて、次の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

ア 研究資金の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。

イ 研究機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、研究機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。

ウ ルールの全体像を体系化し、研究資金の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。

### (2) 実施上の留意事項

ア 研究機関内ルールの策定に当たっては、慣例にとられることなく、実態を踏まえ、業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとする。

イ ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむを得ず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続を明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が散漫にならないよう最大限の努力を惜しんではない。

ウ ルールの周知に当たっては、研究者、事務職員など、それぞれの職務に応じた視点から、分かりやすい形での周知に努める。また、研究資金の運営・管理に関わる研究補助員（リサーチアシスタント）等への周知はもとより、研究資金の運営・管理に関わるその他の学生などにも広く周知することが望ましい。

## 2 職務権限の明確化

### (1) 研究機関に実施を要請する事項

ア 研究資金の事務処理に関する構成員の権限と責任について、研究機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。

イ 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。

ウ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。

エ 職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。

## (2) 実施上の留意事項

ア 不正を防止するためには、適切なチェックが必要であることについて研究者の理解を促進し、現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要である。

イ 業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改定されないまま実態と乖離して空文化し、責任の所在が曖昧になっていないかという観点から必要に応じ適切に見直す。

ウ 決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう、決裁手続を簡素化する。その際、決裁者の責任を明確にするためにも、決裁者の人数を少人数に絞ることが望ましい。

エ 研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、一定金額の範囲内で研究者による発注を認める場合には、その権限と責任（例えば、研究者本人に、発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属すること）を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解してもらうことが必要である。

## 3 関係者の意識向上

### (1) 研究機関に実施を要請する事項

ア 研究資金の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育を実施する。

イ 実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

ウ これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、研究資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。

エ 研究資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

### (2) 実施上の留意事項

ア コンプライアンス教育では、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、研究機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の研究機関の懲戒処分・自らの弁償責任、安全保障技術研究推進制度における申請等資格の制限、研究資金の返還等の措置、研究機関における不正対策等について説明する。

また、効果を高めるため、これらについて具体的な事案を基に懲戒処分等の内容や研究機関の不正対策としてモニタリング等を行っていることを説明

することや、自らの過去の不正について研究機関に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮されることがあることなども説明することが考えられる。

コンプライアンス教育の内容は、責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施すること及びその内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底することも望まれる。

イ これらの教育を実施していない研究機関は、管理責任を問われることや、不正を行った者の責任を追及できないことにもなりかねない。そのため、実効性ある取組とするために、例えば、受講機会を確保するために複数回の説明会を開催することや研究機関内のe-learningを活用することも考えられる。

ウ 研究機関は、研究資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、受講内容等を遵守する義務があることの意識付けや不正を行った者に対する懲戒処分等を厳正に行う観点から、内部規程等により、誓約書等の提出、内容等について明確化し、受講の機会等（新規採用者、転入者等についてはその都度）に提出を求め、遵守事項等の意識付けを図ることが必要である。

また、実効性を確保するため、誓約書等の提出を研究資金の申請の要件とすることや提出がない場合は研究資金の運営・管理に関わることができないこととするなど、併せて内部規程等により明示することも必要である。

誓約書等は、原則として本人の自署によることとし、盛り込むべき事項としては次のとおりである。当該誓約書等が確実に履行可能なものとなるよう、構成員と協議するなどしてコンセンサスを形成した上で実施することが望ましい。

(ア) 研究機関の規則等を遵守すること

(イ) 不正を行わないこと

(ウ) 規則等に違反して、不正を行った場合は、研究機関や防衛装備庁による処分及び法的な責任を負担すること

エ 行動規範の内容は、研究者や事務職員など、それぞれの問題意識を反映させたものとする。構成員の意識向上のため、個々の事象への対応ではなく、研究機関の構成員としての取組の指針を明記し、コンプライアンス教育の中で周知徹底するものとする。

オ 研究機関は、コンプライアンス教育は、不正を事前に防止するための取組の一つであることを十分認識した上で、第6及び第8に掲げる日常的な取組やモニタリング等の活動と複合的に実施していくことが求められる。

#### 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

##### (1) 研究機関に実施を要請する事項

ア 研究機関内外からの告発等（研究機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置する。

イ 不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。

ウ 次の(ア)から(オ)までを含め、不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。

##### (ア) 告発等の取扱い

告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を防衛装備庁に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

##### (イ) 調査委員会の設置及び調査

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

##### (ロ) 調査中における一時的執行停止

被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

##### (ハ) 認定

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

##### (ニ) 防衛装備庁への報告及び調査への協力等

研究機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について防衛装備庁に報告、協議しなければならない。

研究機関は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を防衛装備庁に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を防衛装備庁に提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、防衛装備庁に報告する。

上記のほか、調査の終了前であっても、防衛装備庁の求めがあった場合

は、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を防衛装備庁に提出する。また、防衛装備庁の求めがあった場合は、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

エ 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。

オ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した規程等を定める。

## (2) 実施上の留意事項

ア 不正の告発等の制度を機能させるため、研究機関の構成員に対しては、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底する。また、取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等）について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図る。その際、告発等の取扱いに関し、告発者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者に周知することが必要である。なお、告発者保護の観点から、第三者に受付窓口業務を委託することができるが、この場合、防衛装備庁の承認を得るものとする。

イ 誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。

ウ 顕名による告発の場合、原則として、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を、告発者に通知する。

エ 不正に係る調査に関する規程等は、不公平な取扱いがなされたり、その疑いを抱かれることのないように、明確な規程とするとともに適用手続の透明性を確保する。特に、不正に係る調査体制については、公正かつ透明性を確保する観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置することが適当である。この調査委員は、研究機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

オ 懲戒規程等は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう、適切に整備する。

例えば、不正を行った者又はその管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分等が内部規程に明確に位置付けられていない場合は、処分等が公正かつ厳正に行えないことにもなりかねない。

このため、研究者の役割や責任（告発等に対する説明責任を含む）を明確にすることはもとより、研究機関としての責任や役割について、第3の(1)に規定する各責任者の役割や責任の範囲を定めた必要な規程や体制を整備した上で、懲戒規程等の内部規程に明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことが必要である。

さらに、私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ることなど、法的な手続に関しても内部規程上、明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことも必要である。

カ 研究機関は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、研究機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

また、これらの公表に関する手続をあらかじめ定め、構成員に周知徹底しておくことが必要である。

キ 研究機関において発生した不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分も含めて、構成員に周知することも必要である。

## 第5 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止することが必要である。

### 1 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

#### (1) 研究機関に実施を要請する事項

ア 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、研究機関全体の状況を体系的に整理し評価する。

イ 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

#### (2) 実施上の留意事項

ア 不正を発生させる要因の把握に当たっては、一般的に次のようなリスクに注意が必要である。

(ア) ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など）。

(イ) 決裁手続が複雑で責任の所在が不明確。

(ウ) 予算執行の特定の時期への偏り。

(エ) 業者に対する未払い問題の発生。

(オ) 研究資金が集中している部局・研究室。

(カ) 取引に対するチェックが不十分（事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分）。

(キ) 同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り。

- (ク) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。
  - (ケ) 検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）。
  - (コ) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用。
  - (サ) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ。
  - (シ) 出張の事実確認等が行える手続が不十分（二重払いのチェックや用務先への確認など）。
  - (ス) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど）や、牽制が効きづらい研究環境（発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など）。
- イ 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。
- ウ 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取組を促す。
- エ 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うことが必要である。
- オ 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。
- カ 不正防止計画への取組に部局等によるばらつきが生じないよう研究機関全体の観点からのモニタリングを行う。

## 2 不正防止計画の実施

### (1) 研究機関に実施を要請する事項

- ア 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置き、研究機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。
- イ 最高管理責任者が率先して対応することを研究機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

### (2) 実施上の留意事項

- ア 防止計画推進部署は、最高管理責任者の直属として設置するなどにより、研究機関全体を取りまとめることができるものとする。なお、研究機関の規

模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。

- イ 防止計画推進部署には、研究経験を有する者を含むことが望ましい。
- ウ 防止計画推進部署は研究機関の内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにすることが望ましい。
- エ 不正防止計画の着実な実施は、最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。
- オ 部局等は、研究機関全体で不正が生じにくいように、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

## 第6 研究費の適正な運営・管理活動

第5で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、管理することが必要である。

### (1) 研究機関に実施を要請する事項

- ア 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- イ 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- ウ 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を研究機関として定め、研究機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や研究機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。
- エ 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。

ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第4の2の(2)のエに規定する権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。

また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、

件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。

オ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収については、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。

カ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。

キ 換金性の高い物品については、適切に管理する。

ク 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握し、確認できる体制とする。

## (2) 実施上の留意事項

ア 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。

イ 取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項としては次のとおりである。また、取引業者が過去の不正取引について、研究機関に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含めた処分方針の周知徹底を図る。

(ア) 研究機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと

(イ) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること

(ウ) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと

(エ) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

ウ 発注・検収業務を含む物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮する。上記(1)のエのただし書に規定する取扱いとする場合であっても、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期的に予算執行・取引状況・内容を検証（是正指導）することが必要である。また、検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。

このほか、過去に業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などによる不正が認められた研究機関においては、それらを防止するための具体的な対策（例：業者の入出構管理、納品物品へのマーキング、シリアル番号の付記など）を講じることも必要である。

エ 書面によるチェックを行う場合、形式的な書類の照合ではなく、ルールや研究内容等との整合性を確認するように実施し、必要に応じて照会や現物確認を行う。

オ 発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合であっても、従来 of 慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、研究機関として可能な限り統一を図る。

カ 納品伝票は納品された現物と照合した上で研究機関の定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする。

キ 正当な理由により、研究資金の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。

また、研究資金を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底することも必要である。

ク 上記(1)のオに規定する特殊な役務についても検収対象とし、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行うことが必要である。

ケ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要である。

コ 換金性の高い物品については、研究資金で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理する。特に、パソコンについては適切に管理することが望ましい。

サ 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。

シ その他、コンプライアンス推進責任者等は、自己の管理監督する部局等において、研究者と業者の関係が過度に緊密にならないよう、オープンなスペースでの打合せを推奨することや、孤立又は閉鎖的な環境とならないよう、業務支援を推進する体制や相談しやすい環境の醸成に努め、円滑なコミュニケーションが図られるような仕組みを組織的に推進することが望まれる。

## 第7 情報発信・共有化の推進

本指針の趣旨に沿って、多様な研究機関がそれぞれの規模や特性に応じた実効性ある体制を整備する上では、研究機関内での情報共有はもとより、各研究機関の取組や事例の主体的な情報発信による研究機関間での情報共有が必要かつ有効である。また、このことは、研究資金に対し、広く国民の理解と支援を得る上でも必要不可欠である。

### (1) 研究機関に実施を要請する事項

ア 研究資金の使用に関するルール等について、研究機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

イ 研究資金の不正への取組に関する研究機関の方針等を外部に公表する。

### (2) 実施上の留意事項

ア 不正を事前に防止するためには、研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの可否かを事前に相談できる体制（相談窓口の設置など）を整備することが必要である。また、これらの窓口が適切に機能し、統一的な対応が行われるよう、担当者間の情報共有・共通理解の促進のための研修の実施など、組織的な取組を推進することが望まれる。

また、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、構成員間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じ、モニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規程の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックできる体制も必要である。

イ 研究機関の不正への取組に関する基本方針等の公表は、研究機関の不正防止に対する考え方や方針を明らかにするものであり、社会への説明責任を果たす上でも重要である。

このため、「行動規範」、「管理・運営体制」はもとより、研究機関間での情報共有の観点から、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」、「処分（取引停止等の取扱いを含む。）」、「研究機関における諸手続」などとともに、これらに関係する諸規程を内外の利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化してホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行うことが求められる。

ウ 企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、防衛装備庁への報告をもって公表に代えることができる。

## 第8 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、研究機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施することが重要である。また、これらに加え、研究機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対し

て重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ることが必要である。

(1) 研究機関に実施を要請する事項

ア 研究資金の適正な管理のため、研究機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。

イ 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、研究資金の管理体制の不備の検証も行う。

ウ 内部監査部門は、上記イに加え、第5の2の(1)のアに規定する防止計画推進部署との連携を強化し、第5の1の(2)のアの(ア)から(ス)までに示すリスクを踏まえ、研究機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

エ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。

オ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。

カ 研究機関は、第9の2の(1)のア、ウ及びエ並びに同(2)のイに規定する防衛装備庁が実施する調査について協力する。

(2) 実施上の留意事項

ア 内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、研究機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置することや公認会計士等の外部有識者を加えて内部監査を実施することが望まれる。

イ 内部監査は、研究機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、研究機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。調達業務を例にとると、発注・検収・支払の現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを内部監査により確認する。また、内部監査には、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証することが必要である。

ウ リスクアプローチ監査の具体的な方法については、次のような手法が考えられる。

(ア) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。

(イ) 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。

(ウ) 納品後の物品等の現物確認。

- (エ) 取引業者の帳簿との突合。
- エ 監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。
- オ 財政上の制約から、独立した専属の内部監査部門を設置することが困難な場合、次のような対応を行うことも考えられる。
  - (ア) 経理的な側面に対する内部監査は、担当者を指定し、その取りまとめ責任の下に、複数の組織から人員を確保してチームとして対応する。
  - (イ) ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する内部監査は、防止計画推進部署等が兼務して実施する。
- カ 防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案する。
- キ 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、研究機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。
- ク 監事及び会計監査人と内部監査部門が、それぞれの視点から、研究機関内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。
- ケ 監事は、業務監査の観点から、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法について実効性の面から検証し、最高管理責任者に意見を述べることを求められる。
- コ 内部監査部門は、研究機関のコンプライアンスを包括する部署や外部からの相談を受ける窓口等、研究機関内のあらゆる組織と連携し、監査の効果を発揮できるようにする。
- サ 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し効率化・適正化を図る。

## 第9 防衛装備庁による研究機関に対するモニタリング等及び体制整備の不備がある研究機関に対する措置の在り方

防衛装備庁は、研究機関が第3から第8までに規定した対策の実施状況について、次のとおり確認、評価及び措置を行う。

### 1 基本的な考え方

防衛装備庁は、研究資金配分先の研究機関においても研究費が適切に使用・管理されるよう所要の対応を行う責務を負っている。このため、研究機関における管理体制について、本指針の実施状況を把握し、所要の改善を促す。

#### (1) 実施事項

ア 防衛装備庁による本指針の実施に関するフォローアップや、研究機関によ

る本指針の運用状況などを踏まえ、必要に応じて、本指針の見直し等を行う。

イ 防衛装備庁は、研究機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行う。管理体制の改善に向けた指導や措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。

## (2) 実施上の留意事項

ア 従来より、関係府省が所管する競争的資金において、資金配分機関による額の確定調査やその他の確認が行われており、防衛装備庁は、それらの手段を有効に組み合わせて、研究者及び研究機関の負担を可能な限り増やさずに効率的・効果的な検証を行うよう努める。

イ 研究機関が不正を抑止するために合理的に見て十分な体制整備を図っている場合には、防衛装備庁は、構成員個人による意図的かつ計画的な不正が発生したことをもって、直ちに研究機関の責任を問うものではない。

ウ 研究機関の問題は、個別の部局等にある場合もあるが、部局等も含めた体制整備の責任は、研究機関の長にある。したがって、防衛装備庁は、体制整備の問題に関する評価、及び評価結果に基づき行われる是正措置は、原則として研究機関全体を対象に実施する。

## 2 具体的な進め方

### (1) 防衛装備庁及び研究機関が実施すべき事項

ア 防衛装備庁は、本指針の履行、本指針に基づく体制整備等の実施状況について、書面による報告を研究機関に求め、研究機関は、書面による報告を防衛装備庁に提出する。

イ 防衛装備庁は、上記アの報告を基に第3から第8までに規定する研究機関に実施を要請する事項との整合性について確認を行う。

ウ 防衛装備庁は、上記イに基づく確認の他、必要に応じて研究資金配分額の多い研究機関を中心にサンプリング等により対象を選定して現地調査を行い、体制整備等の実態把握を行う。

エ 緊急・臨時の必要がある場合、上記ウの調査を実施した以外の研究機関に対しても調査を実施し、本指針に基づく体制整備等の実態把握を行う。

オ 防衛装備庁は、上記イの確認や上記ウの調査の結果、研究機関の体制整備等の状況について問題を認める場合は、当該研究機関に対して問題点を指摘するとともに、他の研究機関に注意を促す観点から、問題点の事例を研究機関名を伏して公表する。

カ 問題を指摘された研究機関は、指摘された問題点について防衛装備庁と協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する。

キ 防衛装備庁は、改善計画を履行していないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合、当該研究機関に対して必要に応じて次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の検討に当たっては、外部有識者を含む審議会において審議することとし、また、研究機関からの弁明の機会を設けるものとする。

(ア) 管理条件の付与

管理強化措置等を講じることを研究資金の配分継続の条件として課す。

(イ) 一部経費の制限

間接経費の削減等、交付する経費を一部減額する。

(ウ) 配分の停止

当該研究機関及び当該研究機関に所属する研究者に対する資金の配分を一定期間停止する。

ク 防衛装備庁は、上記キの(イ)及び(ウ)に規定する措置を決定したときは、公表する。

ケ 上記キの是正措置は、改善の確認をもって解除する。

(2) 実施上の留意事項

ア 評価、改善指導や是正措置は基本的に研究機関全体に対して行われるべきであるが、具体的な問題点を把握するため、いくつかの部局を選び、現地調査を実施し、研究機関全体の体制整備等の状況について評価する際の判断材料とする。

イ 不正事案が発生した場合、防衛装備庁は、当該研究機関から追加の情報提供を求め、現地調査を実施するなどにより、不正に関与した者の責任とは別に、体制整備等の問題について調査を行い、その結果に基づき、上記カからクまでの対応を行う。

## 第10 防衛装備庁が実施する不正への対応

防衛装備庁は、研究機関が告発等を受け付けし、研究機関から調査の要否の報告を受けた際は、研究機関に対して当該事案の速やかな全容解明を要請し、研究機関から提出される報告書等を踏まえ、当該研究機関に対して改善を求める。また、本指針では、研究費の管理は研究機関の責任において行うこととしているため、防衛装備庁は、研究資金における不正を確認した場合は、研究者のみならず、研究機関に対しても措置を講じる。

また、防衛装備庁は、次に規定する制裁的措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、研究者があらかじめ承知して応募あるいは契約できるように研究資金の公募要領や委託契約書等に記載する。

(1) 防衛装備庁が実施する措置

ア 防衛装備庁は、研究機関から調査実施の要否について報告を受けた場合は、研究機関に対して必要な指示を行う。

イ 防衛装備庁は、研究機関における調査が適切に実施されるよう、調査方針、調査対象及び方法等の報告を受け、必要に応じて指示を行うとともに、当該事案の速やかな全容解明を要請する。

ウ 防衛装備庁は、調査の過程であっても、研究機関から不正の一部が認定された旨の報告があった場合は、必要に応じ、不正を行った研究者が関わる研究資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、研究機関に対する執行停止の指示等を行う。

エ 防衛装備庁は、研究機関から不正を認定した最終報告書が提出され、それを確認した場合は、当該報告書の内容を踏まえ、次の措置を講じる。

(ア) 研究機関に対する調査等

防衛装備庁は、第9の2の(2)のイの規定に基づき、当該研究機関の体制整備等の問題について調査を行う。調査の結果、当該研究機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合、当該研究機関に対して、第9の2の(1)のキの規定に基づく措置を講じる。

(イ) 不正に係る研究資金の返還等

不正があった研究資金において、防衛装備庁は、研究機関又は研究者に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、研究費の一部又は全部の返還を求める。

(ロ) 研究資金への申請及び参加資格の制限

不正があった研究資金において、防衛装備庁は、不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、研究資金への申請及び参加資格を制限する。なお、他府省所管の研究資金の不正があった者による申請についても、他府省等が行う研究資金への申請及び参加資格の制限に係る措置に応じて同様に扱うものとする。

オ 防衛装備庁は、研究機関が告発等を受け付けた日から210日以内に最終報告書の提出がない場合、当該機関に対して、状況に応じて、報告遅延に係る以下の措置を講じることとする。

ただし、報告遅延に合理的な理由がある場合は、当該理由に応じて防衛装備庁が別途、最終報告書の提出期限を設けるものとする。

(ア) 防衛装備庁は、当該研究機関の不正に関する告発等があった研究資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。

(イ) 被告発者が自らの責任を果たさないことにより最終報告書の提出が遅延

した場合、防衛装備庁は、当該研究者が関わる研究資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、研究機関に対する執行停止の指示等を行う。

カ 他府省への不正の概要の提供

防衛装備庁は、上記エの規定による措置を講じた場合、競争的資金を所管する府省に対し、当該不正の概要（不正をした研究者等氏名、制度名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容等）を提供する。

キ 防衛装備庁は、上記エの(イ)及び(ウ)に規定する措置を決定したときは、公表する。

(2) 実施上の留意事項

ア 防衛装備庁は、研究者の責任により最終報告書の提出が遅延した場合をもって、直ちに研究機関の責任を問わない。

イ 防衛装備庁は、上記(1)のエの(ウ)の規定に基づく措置として、研究資金への申請及び参加資格の制限を行う場合は、次に基づき、措置を講じる。

(ア) 不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募申請の制限の期間は、原則、研究資金を返還した年度の翌年度以降1から10年間とし、不正の程度に応じて競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日。競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表1のとおりとする。

(イ) 不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募申請の制限の期間は、原則、研究資金を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

(ウ) 不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務を怠った研究者に対する応募申請の制限の期間は、原則、研究資金を返還した年度の翌年度以降1から2年間とし、不正の程度に応じて競争的資金の適正な執行に関する指針別表1のとおりとする。

ウ 研究機関から提出された最終報告書について、防衛装備庁との必要な協議を経なかったことなどにより、調査方法及び報告書の内容等に重大な問題があった場合は、防衛装備庁は、研究機関に対し、最終報告書の再提出を求めることとする。

エ 報告遅延に係る合理的な理由としては、研究者の研究機関に対する申立てにより、研究機関内の再調査が必要となる場合、捜査当局により関連資料が押収されている場合や、不正を行った研究者が関連資料を隠蔽するなど調査への協力を拒否する場合等が該当する。

オ 最終報告書の提出以外に、第4の4の(1)のウに規定する必要な手続を行わなかった場合は、防衛装備庁は研究機関に対し、必要な措置を講じることとする。

競争的資金に係る研究活動の不正行為への対応に関する指針

平成27年10月1日  
防衛装備庁

## 目次

第1	本指針の目的	2
第2	研究活動の不正行為等の対象と定義	2
1	対象とする研究活動	2
2	対象とする研究者と研究機関	3
3	対象とする研究活動における不正行為	3
第3	本指針における研究不正行為に対する基本的考え方	3
1	研究不正行為に対する基本姿勢	3
2	研究者、研究コミュニティ等の自立・自己規律と研究機関の管理責任	4
第4	研究不正行為の事前防止のための取組	4
1	研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上	4
2	研究機関における一定期間の研究データの保存・開示	5
3	防衛省装備庁による確認	5
第5	研究不正行為への対応	5
1	研究不正行為の発生防止及び発生に備えた体制整備等	5
2	研究不正行為の告発の受付等	6
3	研究不正行為の告発に係る事案の調査	9
4	告発者及び被告発者に対する措置	16
第6	研究不正行為と認定された者に対する防衛装備庁の措置	18
1	防衛装備庁による措置等	18
2	措置の対象とする研究者	18
3	措置の内容	18
4	措置と訴訟との関係	20
第7	防衛装備庁による研究機関に対する措置等	21
1	研究機関の組織としての適切な対応の確保	21
2	研究機関に対する措置	21
第8	措置内容の公表	22
第9	措置内容等の公募要領等への記載	22
第10	履行状況調査の実施	22

## 第1 本指針の目的

研究活動における不正行為への対応については、平成18年2月28日、総合科学技術会議が「研究上の不正に関する適切な対応について」を取りまとめ、研究費の提供を行う府省（以下「関係府省」という。）及び機関に対し、不正が明らかになった場合の研究費の取扱いについてあらかじめ明確にすること、また、研究費の配分先となる研究機関に対し、研究活動における不正行為に関する規程の整備等の所要の措置を講じることを求めた。

他方、近年、我が国の科学技術の研究の現場で研究活動における不正行為が少なからず発生し、その中には我が国の研究成果について疑義を投げかけるような事案も発生している。こうした状況を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議は、平成26年9月19日に「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」を取りまとめ、研究者、学会等の研究者コミュニティ、大学等の研究機関、資金配分機関及び関係府省に対して、それぞれの立場や状況、研究分野や大学等の研究機関の多様性に応じて、研究活動における不正行為に係る更なる対応を求めた。

競争的資金である安全保障技術研究推進制度における研究活動においても、その不正行為に対して適切に対応する必要があるため、研究活動の不正行為への対応に関する指針を定めるものである。

本指針は、関係府省による同様な取組との整合に配慮しつつ、研究活動の不正行為に対する基本的な考え方を明らかにした上で、研究活動の不正行為を抑止する研究者及び研究機関による取組を促すとともに、防衛装備庁及び研究機関が研究者による不正行為に適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等、統一的な指針を定めたものである。

各機関においては、本指針に沿って、研究活動における不正行為に対応する適切な仕組みを整えることを求めるものである。

なお、今後の本指針に基づく各機関の対応状況を見守りつつ、必要に応じて本指針を見直すこととする。

## 第2 研究活動の不正行為等の対象と定義

### 1 対象とする研究活動

本指針の対象とする研究活動は、安全保障技術研究推進制度において配分する研究資金（以下単に「研究資金」という。）によって行われる科学技術の研究活動である。なお、研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為のことをいう。

## 2 対象とする研究者と研究機関

本指針の対象とする研究者は、上記1に規定する研究活動を行っている研究者である。また、本指針の対象となる研究機関は、それらの研究者が所属する研究機関又は研究資金の配分を受けている研究機関であり、大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人、民間の研究機関（民間企業の研究部門を含む。）、研究を主な事業目的とする公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人及び特殊法人が該当し、これらを本指針では単に「研究機関」という。

## 3 対象とする研究活動における不正行為

本指針の対象とする研究活動における不正行為（以下「研究不正行為」という。）は、上記1の研究活動において発表された論文、学会発表、成果報告書等の研究成果及び研究資金獲得のための研究計画書（以下「論文等」という。）を意図的に「捏造」、「改ざん」及び「盗用」する行為とし、それぞれの定義は以下のとおりとする。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為に当たらない。

### ア 捏造

存在しないデータや研究結果等を作成すること。

### イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

### ウ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

## 第3 本指針における研究不正行為に対する基本的考え方

### 1 研究不正行為に対する基本姿勢

科学技術の研究は、過去からの研究成果の集大成を受け継ぎ、発展させて未来へ受け渡していく営みであり、研究不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為である。また、科学技術の研究は未知への挑戦、知の蓄積・伝承、社会的課題の解決、国や国民の安全・安心、国民生活の質の向上などに貢献するものとして、社会・国民からの大きな信頼の上に成り立つべきものである。研究不正行為は、国民との社会契約に背き、科学技術の研究の根幹を成す社会的な信頼や負託を失うことにもつながる。

このため、研究不正行為には厳正に対処する必要がある。これらのことを個々

の研究者はもとより、研究者コミュニティや研究機関は理解して、研究不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。

なお、研究不正行為への対応の取組が厳正なものでなければならないことは当然であるが、こうした取組によって研究を萎縮させるものとなってはならず、むしろ研究不正行為への対応が研究を活性化させるものであるという本来の趣旨を忘れてはならない。

## 2 研究者、研究コミュニティ等の自立・自己規律と研究機関の管理責任

研究の公正性を維持する一義的な責任は研究者が負うものであり、研究不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止とあわせ、まずは研究者自らの規律並びに研究者コミュニティ及び研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。研究者は、研修や日々の研究活動を通じて、研究者に求められる倫理規範（以下「研究者倫理」という。）を継続的に学び、これに基づいて公正に研究を遂行するとともに、自ら習得した研究者倫理を、日々の研究活動を通じて後進に伝えるなどにより、高い規律が自律的に維持される風土の醸成に努める必要がある。

こうした研究者自身や研究者コミュニティの自律を基本としながらも、研究者が所属する研究機関が責任をもって研究不正行為の防止に関わることにより、研究不正行為が起こりにくい環境が作られるよう対応の強化を図る必要がある。研究機関においては、特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）の実施、研究の公正性を維持する仕組みの構築と運用の実効性の向上など、研究不正行為を未然に防止する取組を推進すべきである。また、研究不正行為の疑いが生じた場合に迅速かつ的確に対応できるよう備えておき、研究不正行為と判定された場合には、再発防止のため徹底した検証と実効性ある対策を行うことが重要である。

## 第4 研究不正行為の事前防止のための取組

### 1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

研究不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究倫理教育を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることが重要である。研究倫理教育の実施に当たっては、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範のみならず、研究分野の特性に応じ、例えば、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（方法等を含む）・保管や実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や

技術を研究者等に修得・習熟させることが必要である。

研究倫理教育の実施に当たっては、研究機関では、それぞれ所属する研究者に加え、将来研究者を目指す人材や研究支援人材など、広く研究活動にかかわる者を対象に実施する必要がある。その際、例えば、民間企業からの研究者などが研究機関において一時的に共同研究を行う場合であっても、当該研究機関において研究倫理教育を受講できるよう配慮する必要がある。

このため、研究機関においては、研究倫理教育に関する責任者を設置するなど必要な体制整備を図り、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新させることを求める。このような自律性を高める取組は、学生や若手研究者の研究活動を指導する立場の研究者が自ら積極的に取り組むべきである。研究機関全体として、研究倫理教育を徹底し研究者としての規範意識を向上していくため、このような指導的立場の研究者に対しても、一定期間ごとに研究倫理教育に関するプログラムを履修させることが適切である。

## 2 研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

研究機関においては、研究者に対し、研究活動で得られた成果に関して客観的で検証可能な研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設け、その適切かつ実効性のある運用を行うことが必要である。なお、保存又は開示すべき研究データの具体的な内容やその期間、方法、開示する相手先については、データの性質や研究分野の特性等を踏まえることが適切である。

## 3 防衛装備庁による確認

防衛装備庁においては、研究資金の委託契約締結時に、研究機関における行動規範や研究倫理教育について確認するとともに、配分先研究機関における行動規範の設置状況等についての調査を第10の履行状況調査などにおいて行う。

# 第5 研究不正行為への対応

## 1 研究不正行為の発生防止及び発生に備えた体制整備等

研究機関及び防衛装備庁（以下「研究機関等」という。）においては、本節を踏まえて、研究不正行為の疑いが生じたときの調査手続や方法等に関する規程や仕組み・体制等を適切に整備することが求められる。規程や体制の整備の際、特に、研究不正行為に対応するための責任者を明確にし、責任者の役割や責任の範囲を定めること、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること、研究不正行為について本調査の実施の決定その他の報告を防衛装備庁に行うよう規定すること、研究不正行為の疑いに関し公表する調査結果

の内容（項目等）を定めることが求められる。また、規程・体制整備の状況は公表するものとする。

ただし、研究機関が民間企業であって、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、防衛装備庁への報告をもって公表に代えることができる。また、中小企業など、内部規程の制定が困難な研究機関の場合は、規程整備に努めつつ体制整備を適切に行うこととする。

## 2 研究不正行為の告発の受付等

### (1) 告発の受付体制

#### ア 受付窓口の設置

研究機関等は、研究不正行為に関する告発（当該研究機関等の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置しておくものとする。なお、このことは必ずしも新たに部署を設けることを意味しない。

また、研究機関等は、受付窓口の設置に当たって、告発者が告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談など自由に選択できるように受付窓口の体制を整えなければならない。なお、受付窓口について、客観性や透明性を向上する観点から、第三者にその業務を委託することができる。

ただし、研究機関が第三者に受付窓口業務を委託する場合は、あらかじめ、防衛装備庁の承認を得なければならない。

#### イ 受付窓口の周知

研究機関等は、設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、当該研究機関等内外に周知する。

#### ウ 利害関係者の関与防止と責任者の指定等

研究機関等は、告発の受付や調査・事実確認（以下単に「調査」という。）を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らうものとする。

また、告発の受付から調査に至るまでの体制について、研究機関等はその責任者として適切な地位にある者を指定し、必要な組織を構築して企画・整備・運営を行うものとする。

### (2) 告発の取扱い

#### ア 告発の方法

告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、研究機関等に直接行われるべきものとする。

#### イ 告発の受付

原則として、告発は顕名により行われ、研究不正行為を行ったとする研究者・グループ、研究不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。ただし、匿名による告発があった場合、研究機関等は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

#### ウ 告発の回付

告発があった研究機関等が調査を行うべき機関に該当しないときは、第5の3の(1)により調査機関に該当する研究機関等に当該告発を回付する。回付された研究機関等は当該研究機関等に告発があったものとして当該告発を取り扱う。また、第5の3の(1)により、告発があった研究機関等に加え、ほかにも調査を行う研究機関等が想定される場合は、告発を受けた研究機関等は該当する研究機関等に当該告発について通知する。

#### エ 告発の受付の通知

書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法によって告発がなされた場合は、研究機関等は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知する。

#### オ 告発の意思を明示しない相談の取扱い

告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた研究機関等はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

#### カ 研究不正行為の働きかけ等の告発・相談の取扱い

研究不正行為が行われようとしている、又は研究不正行為を求められているという告発・相談については、告発・相談を受けた研究機関がその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、告発・相談を受けた研究機関は、当該機関が被告発者の所属する研究機関でないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。被告発者の所属する研究機関でない機関が警告を行った場合は、当該機関は被告発者の所属する研究機関及び防衛装備庁に警告の内容等について通知する。

### (3) 告発者・被告発者の取扱い

#### ア 告発者等の情報保全

研究機関等は、告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにする等、告発内容、告発者（上記(2)のオ及びカにおける相談者を含む。以下(3)において同じ。）の

秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

また、研究機関等は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

ただし、調査事案が漏えいした場合、研究機関等は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中かどうかにかかわらず必要に応じて調査事案について公に説明することができる。なお、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

#### イ 悪意に基づく告発の防止

研究機関等は、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを当該研究機関等内外にあらかじめ周知する。

#### ウ 告発者・被告発者に対する不利益な取扱いの禁止

研究機関等は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

また、研究機関等は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

### (4) 告発の受付によらないものの取扱い

#### ア 告発の意思を明示しない相談の取扱い

上記2の(2)のオに規定する告発の意思を明示しない相談については、告発の意思表示がなされない場合であっても、研究機関の判断でその事案の調査を開始することができる。

#### イ 研究不正行為の疑いが報道等に指摘された場合の取扱い

学会等の研究者コミュニティや報道により研究不正行為の疑いが指摘された場合は、当該研究不正行為を指摘された者が所属する研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

#### ウ 研究不正行為の疑いがインターネット上に指摘された場合の取扱い

研究不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（研究不正行為を行ったとする研究者・グループ、研究不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、当該研究不正行為を指摘された者が所属する研究機関が確認した場合、当該研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

### 3 研究不正行為の告発に係る事案の調査

#### (1) 調査を行う機関

ア 自らの研究機関に所属する研究者に係る研究不正行為の告発があった場合、原則として、当該研究機関が告発された事案の調査を行う。

イ 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。

ウ 被告発者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。

エ 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行う。

オ 上記アからエまでによって、告発された事案の調査を行うこととなった研究機関は、被告発者が当該研究機関に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。

カ 調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、防衛装備庁が特に認めた場合は、防衛装備庁が調査を行う。この場合、本来調査を行うべき研究機関は防衛装備庁から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

キ 研究機関は他の機関や学会等の研究者コミュニティに、また、防衛装備庁は告発された事案に係る研究活動の分野に関連がある機関や学会等の研究者コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、上記2の(3)のア及び3は、委託された機関等又は調査に協力する機関等について準用されるものとする。なお、研究機関が

他の機関や学会等の研究者コミュニティに調査を委託する場合、あらかじめ防衛装備庁の了承を得る。

## (2) 告発に対する調査体制・方法

### ア 予備調査

#### (ア) 予備調査の方法

上記(1)により調査を行う機関（以下「調査機関」という。）は、告発を受け付けた後速やかに、告発された研究不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。調査機関は、下記イの(イ)の調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。

ただし、告発が行われる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、研究不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

#### (イ) 本調査実施の判断

調査機関は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。調査機関は、告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安（例えば、目安として30日以内）を当該調査機関の規程にあらかじめ定めておく。

#### (ウ) 本調査未実施における告発者への通知

本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。調査機関が研究機関であるときは、研究機関は防衛装備庁に本調査を行わない旨通知する。

#### (エ) 予備調査に係る資料等の保存と公開

調査機関は予備調査に係る資料等を保存し、防衛装備庁や告発者の求めに応じ開示するものとする。ただし、予備調査に係る資料等のうち、公開について疑義がある情報が含まれると調査機関が認める場合は、調査機関は、防衛装備庁と協議する。

### イ 本調査

#### (ア) 通知・報告

調査機関は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。なお、被告発

者が調査機関以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知するとともに、調査機関が研究機関であるときは、研究機関は防衛装備庁にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

また、調査機関は、本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安（例えば、目安として30日以内）を当該調査機関の規程にあらかじめ定める。

#### (イ) 調査体制

調査機関は、本調査に当たっては、当該調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置する。この調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者によって構成し、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、研究不正行為を指摘された研究活動が論文のおおりの成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者でなければならない。なお、調査委員会の調査機関内の位置づけについては、調査機関内において定めること。

また、調査機関は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとし、告発者及び被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査機関は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

#### (ウ) 調査方法

本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。

また、告発された研究不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。

#### (エ) 調査委員会の調査権限

上記(ウ)に関して、調査機関は、調査委員会の調査権限について定め、告

発者及び被告発者などの関係者に対して周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、関係者は誠実に協力しなければならない。

また、調査機関以外の機関において調査を行う場合、調査機関は当該機関に協力を要請する。協力を要請された当該機関は誠実に協力しなければならない。

(オ) 調査の対象となる研究活動

調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

(カ) 証拠の保全措置

調査機関は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が調査機関となっていないときは、当該研究機関は調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

(キ) 調査の中間報告

調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を防衛装備庁に提出するものとする。

(ク) 調査における研究又は技術上の情報の保護

調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることがないように十分配慮する。

(3) 研究不正行為等の認定

ア 本調査期間

調査機関は、本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安（例えば、目安として150日以内）を当該調査機関の規程にあらかじめ定めておく。

イ 調査委員会による認定事項

(ア) 研究不正行為の認定

調査委員会は、上記アの期間を目安として調査した内容をまとめ、研究不正行為が行われたか否か、研究不正行為と認定された場合はその内容、研究不正行為に関与した者とその関与の度合い、研究不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

(イ) 悪意に基づく告発の認定

研究不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(ウ) 認定の報告

上記(ア)又は(イ)について認定を終了したときは、調査委員会は直ちにその設置者たる調査機関に報告する。

ウ 研究不正行為の疑義への説明責任

調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑義を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

エ 研究不正行為か否かの認定

(ア) 研究不正行為の認定に関する基本的考え方

調査委員会は、上記ウにより被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することが重要である。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として研究不正行為と認定することはできない。

(イ) 研究不正行為に関する証拠と認定の関係

研究不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、研究不正行為であるとの疑いが覆されないときは、研究不正行為と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、研究不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害などのその責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属してい

た研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

なお、上記ウの説明責任の程度及び上記の本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

#### オ 調査結果の通知及び報告

##### (ア) 調査結果の告発者等への通知

調査機関は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

##### (イ) 調査結果の報告

調査機関が研究機関であるときは、上記(ア)の調査結果を防衛装備庁に報告する。

##### (ウ) 悪意に基づく告発の認定の通知及び報告

調査委員会が悪意に基づく告発について認定を行った場合は、調査機関は告発者の所属機関に通知する。調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも通知する

#### カ 不服申立て

##### (ア) 研究不正行為の認定に係る不服申立て

研究不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に、調査機関に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

##### (イ) 悪意に基づく告発の認定に係る不服申立て

告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、上記(3)のイの(イ)を準用する。）は、その認定について、上記(ア)の例により不服申立てをすることができる。

##### (ウ) 不服申立ての審査機関

不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査機関は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、調査機関が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

##### (エ) 不服申立てによる研究不正行為の再調査の判断

研究不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立

てについて、調査委員会（上記(ウ)の調査委員会に代わる者を含む。以下において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも通知する。この際、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、調査機関は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

(ア) 不正行為の再調査における被告発者に対する協力要請

上記(ア)の不服申立てについて、再調査の決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも通知する。

(カ) 告発者等への通知

調査機関は、被告発者から研究不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知するとともに、調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(キ) 再調査に伴う先の調査結果の取扱い

調査委員会が再調査を開始した場合は、当該調査委員会を置く調査機関の規程にあらかじめ定める期間（例えば、目安として50日）内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに調査機関に報告する。また、調査機関は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知するとともに、調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも通知する。

(ク) 悪意に基づく告発の認定に係る不服申立てに関する通知等

上記(イ)の悪意に基づく告発の認定をされた告発者から不服申立てがあった場合、調査機関は、告発者が所属する機関及び被告発者に報告する。調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも報告する。

(ケ) 悪意に基づく告発の認定に係る再調査

上記(イ)の不服申立てについては、調査委員会は相当の期間（おおむね30日）内に再調査を行い、その結果を直ちに調査機関に報告するものとする。

る。調査機関は、この審査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも報告する。

#### キ 調査資料の提出

調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁は、調査機関に対して事案の調査が継続中であっても、当該事案について上記(2)のイの(キ)で規定する中間報告の他に必要な追加資料の提出又は閲覧を求めることができる。当該調査機関は、調査に支障がある等正当な事由がなければ、これを拒むことができない。防衛装備庁は、提出された資料について、下記4及び第6のために使用する他に使用してはならない。

#### ク 調査結果の公表

調査機関は、研究不正行為が行われたとの認定があった場合は、調査結果を公表する。

調査機関は、研究不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

なお、公表する調査結果の内容（項目等）は、調査機関の定めるところによる。

### 4 告発者及び被告発者に対する措置

告発者及び被告発者等に対する、調査中又は認定から防衛装備庁による措置等がなされるまでの間などにおいて、研究機関又は防衛装備庁がとる措置は以下のとおりとする。

#### (1) 調査中における一時的措置

##### ア 研究機関による支出停止

被告発者が所属する研究機関は、本調査を行うことが決まった後、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる

##### イ 防衛装備庁による使用停止・保留等

###### (ア) 防衛装備庁による使用停止

上記3の(2)のイの(キ)による中間報告を受けた防衛装備庁は、本調査の対象となっている被告発者に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることができる。

###### (イ) 防衛装備庁による保留等

上記3の(2)のイの(キ)による中間報告を受けた防衛装備庁は、本調査の

対象となっている被告発者に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、被告発者に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止（既に一部交付している場合の未交付分の交付停止を含む。）や、既に別に被告発者から申請されている研究資金について、採択の決定、あるいは採択決定後の研究費の交付を保留（一部保留を含む。）することができる。

(2) 研究不正行為等が行われたと認定された場合の緊急措置等

ア 研究資金の使用中止

研究不正行為が行われたとの認定があった場合、防衛装備庁並びに研究不正行為に関与したと認定された者及び研究不正行為に関与したとまでは認定されないものの、研究不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が所属する研究機関は、当該被認定者に対し、直ちに当該研究資金の使用中止を命ずる。

イ 研究機関による処置等

研究機関は、所属する被認定者に対し、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、研究不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

(3) 研究不正行為が行われなかったと認定された場合の措置

ア 研究機関による支出停止等の解除

研究不正行為が行われなかったと認定された場合、防衛装備庁及び被告発者が所属する研究機関は、本調査に際してとった研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

イ 調査関係者等への周知

調査機関は、当該事案において研究不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏えいしている場合は、調査関係者以外にも周知する。

ウ 研究不正行為を行われなかったと認定された者の名誉回復等

防衛装備庁及び被告発者が所属する研究機関は、上記イに準じて周知をするなど、研究不正行為を行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

エ 悪意に基づく告発に対する研究機関による措置

告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が研究機関に属する者であるときは、当該研究機関は当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置

を行う。

## 第6 研究不正行為と認定された者に対する防衛装備庁の措置

### 1 防衛装備庁による措置等

防衛装備庁は、調査機関から研究不正行為を認定した調査結果が提出され、それを確認した場合は、当該調査結果の内容を踏まえ、次の2及び3の措置を講じるとともに、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びその者が所属する研究機関に通知する。また、防衛装備庁は、当該措置及びその対象者等について、関係府省に情報提供を行う。

### 2 措置の対象とする研究者

措置は、被認定者である次の者が対象となる。

ア 研究不正行為があったと認定された研究に係る論文等において、研究不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）

イ 研究不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、研究不正行為に関与したと認定された者

ウ 研究不正行為に関与したとまでは認定されないものの、研究不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

### 3 措置の内容

防衛装備庁は上記2に掲げる者に対して、以下の措置のうち一つあるいは複数の措置を講じる。原則として措置の内容は以下を標準とし、研究不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の研究不正行為への具体的な関与の度合や研究不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、研究不正行為を防止するための努力の有無等により、事案ごとに定められるものとするが、特に必要と判断するときは、以下によることのない措置をとることを妨げない。

#### (1) 研究資金の打ち切り

##### ア 研究不正行為があったと認定された研究に係る研究資金

上記2に掲げる者に対して、研究不正行為があったと認定された研究に係る研究資金の配分を打ち切り、当該研究資金であって、研究不正行為の認定がなされた時点において未だ使用されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費については、以後配分しない。なお、研究不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に係る研究全体への資金配分を打ち切るか否かは、措置対象者以外の研究者の取扱いを含めて、事案ごとに防衛装備庁が判断するものとする。

##### イ 上記ア以外に現に配分されている全ての研究資金

上記2のア及びイに掲げる者に対して、研究不正行為があったと認定された研究に係る研究資金以外の現に配分されている全ての研究資金であって、研究不正行為の認定がなされた時点において未だ使用されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費については、以下のとおりの措置をとる。

(ア) 措置の対象とする研究者が研究代表者となっている研究の場合

上記2のア及びイに掲げる者が研究代表者となっている研究については打ち切りとし、以後配分しない。

(イ) 措置の対象とする研究者が研究分担者となっている研究の場合

上記2のア及びイに掲げる者が研究分担者となっている研究については、当人による研究費使用を認めない。

(2) 研究資金の申請の不採択

ア 措置の対象とする研究者が研究代表者となっている研究の場合

研究資金で、研究不正行為が認定された時点で上記2に掲げる者を研究代表者として申請されているものについては採択しない。

イ 措置の対象とする研究者が研究分担者となっている研究の場合

研究資金で、研究不正行為が認定された時点で上記2に掲げる者を研究分担者として申請されているものについては、当人を除外しなければ採択しない。また、採択後に、当人が除外されないまま採択されたことが判明した場合は、その採択を取り消すことができる。

(3) 研究不正行為に係る研究資金の返還

研究不正行為があったと認定された研究に配分された研究資金（間接経費若しくは管理費を含む。以下(3)において同じ。）の一部又は全部の返還を求める。返還額については、以下を原則としながら、研究不正行為の悪質性や研究計画全体に与える影響等を考慮して定めるものとする。

なお、ア及びイいずれの場合も、当該研究機関が責任を負うものとする。

ア 未使用研究費等の返還

(ア) 研究全体が打ち切られた場合

当該研究全体が打ち切られたときは、当該研究機関に対し、未使用の研究費の返還並びに契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は当該研究機関の自己負担とする。

(イ) 研究全体が打ち切られていない場合

当該研究全体のうち、研究不正行為があったと認定された研究が研究計

画の一部であり、当該研究全体が打ち切られていないときは、当該研究機関に対し、上記2に掲げる研究者が行っていた研究に係る未使用の研究費の返還並びに契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は当該研究機関の自己負担とする。

#### イ 研究費全額の返還

上記2のア及びイに掲げる者が研究の当初から研究不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な場合は、当該者に係る当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求める。なお、研究不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かは、事案ごとに防衛装備庁が判断するものとする。

#### (4) 研究資金への申請及び参加資格の制限

上記2に掲げる者に対して、研究不正行為と認定された年度の翌年度以降、研究資金への研究代表者及び研究分担者としての応募及び参加資格を制限する。制限期間については、研究不正行為の重大性、悪質性及び研究不正行為への関与の度合に応じ、競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日。競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表2で定める基準に基づいて防衛装備庁が定める。なお、他府省所管の研究資金を活用した研究活動について研究不正行為があった者による申請についても、他府省等が行う研究不正行為に対する措置に応じて同様に扱うものとする。

#### 4 措置と訴訟との関係

防衛装備庁が行う措置と調査機関の認定に関する訴訟との関係については以下のとおりとする。

##### (1) 措置後に訴訟が提起された場合

防衛装備庁が措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会が行った研究不正行為の認定について訴訟が提起された場合であっても、当該認定が不適切である等、当該措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、当該措置は継続するものとする。

##### (2) 措置前に訴訟が提起された場合

措置を行う前に、調査機関に設置された調査委員会による研究不正行為の認定について訴訟が提起された場合についても、訴訟の結果を待たずに当該措置を行うことを妨げない。当該措置を行った後の取扱いについては上記(1)によるものとする。

(3) 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合

措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会による研究不正行為の認定が不適切であった旨の裁判が確定したときは、直ちに当該措置は撤回される。

ア 研究費の返還がなされていた場合

当該措置により研究費の返還がなされていた場合は、防衛装備庁は、その金額を措置対象者に再交付することができる。

イ 研究費の打ち切りがなされていた場合

当該措置により研究費の打ち切りがなされていた場合は、防衛装備庁は打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否か判断するものとする。

第7 防衛装備庁による研究機関に対する措置等

1 研究機関の組織としての適切な対応の確保

防衛装備庁は、研究不正行為について、研究機関から研究不正行為に関する本調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、必要に応じ、当該研究機関において当該調査が適切に実施されるよう指示を行うとともに、速やかに当該事案の全容を解明して調査を完了させるよう要請し、当該研究機関から提出される調査結果等を踏まえ、関係機関に対して必要な改善を求める。

また、防衛装備庁は、研究不正行為が発生した場合には、研究機関に対し、本指針に基づく体制整備等の状況について書面による報告を求め、また、必要に応じて現地調査を行って、実態を把握する。その結果、研究機関の体制整備等の状況に問題があると防衛装備庁が判断する場合、問題があるとされた研究機関は、問題点について防衛装備庁と協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する。防衛装備庁は、研究機関における同計画の実施状況について確認を行う。

2 研究機関に対する措置

防衛装備庁は、正当な理由なく研究機関による調査が遅れた場合、また、改善計画を履行していないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合、当該研究機関に対して必要に応じて次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の実施に当たっては、あらかじめ研究機関からの弁明の機会を設けるものとする。

また、是正措置は、当該研究機関の改善が図られていると防衛装備庁が確認した場合に解除される。

(1) 管理条件の付与

当該研究機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した管理条件を研究資金の交付継続の条件として課す。

(2) 一部経費の制限

間接経費の削減等、交付する経費を一部減額する。

(3) 配分の停止

当該研究機関関及び当該研究機関に所属する研究者に対する資金の配分を一定期間停止する。

## 第8 措置内容の公表

防衛装備庁は、第6及び第7に掲げる措置を決定したときは、公表する。

## 第9 措置内容等の公募要領等への記載

防衛装備庁は、研究不正行為を行った場合に防衛装備庁がとる制裁的措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、研究資金の公募要領や委託契約書（付属資料を含む。）等に記載し、研究者がそれをあらかじめ承知して応募あるいは契約するように取り計らうものとする。

## 第10 履行状況調査の実施

防衛装備庁は、各研究機関における本指針を踏まえた体制整備の状況等を把握するため、研究機関に対し必要に応じて履行状況調査を実施する。履行状況調査は、書面、面接若しくは現地調査又はその組合せにより行う。履行状況調査の結果、体制整備等に不備があることが確認された場合、当該研究機関に対し、その不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付すなどにより指導・助言を行う。